

会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該規則等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。

(意見公募手続)

第37条 規則等制定機関は、規則等を定めようとする場合には、当該規則等の案(規則等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見(情報を含む。以下同じ。)の提出先及び意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2 前項の規定により公示する規則等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該規則等の題名及び当該規則等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。

3 第1項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して30日以上でなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に規則等を定める必要があるため、第1項の規定による手続(以下「意見公募手続」という。)を実施することが困難であるとき。

(2) 納付すべき金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他納付すべき金銭について定める法律又は条例の施行に関し必要な事項を定める規則等を定めようとするとき。

(3) 予算の定めるところにより金銭の給付決定又は貸付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める規則等を定めようとするとき。

(4) 法律又は条例の規定により、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)の議を経て定めることとされている規則等であって、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律若しくは政令又は条例若しくは規則の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもって組織される附属機関において審議を行うこととされているものとしてこの条例に基づく規則で定める規則等を定めようとするとき。

(意見公募手続の特例)

第38条 規則等制定機関は、規則等を定めようとする場合において、30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第3項の規定にかかわらず、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該規則等の案の公示の際その理由を明らかにしなければならない。

2 規則等制定機関は、附属機関の議を経て規則等を定めようとする場合(前条第4項第4号に該当する場合を除く。)において、当該附属機関が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、同条第1項の規定にかかわらず、自ら意見公募手続を実施することを要しない。

(意見公募手続の周知等)

第39条 規則等制定機関は、意見公募手続を実施して規則等を定めるに当たっては、必要に応じ、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募

手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。

(提出意見の考慮)

第40条 規則等制定機関は、意見公募手続を実施して規則等を定める場合には、意見提出期間内に当該規則等制定機関に対し提出された当該規則等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。

(結果の公示等)

第41条 規則等制定機関は、意見公募手続を実施して規則等を定めた場合には、当該規則等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為。第5項において同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- (1) 規則等の題名
- (2) 規則等の案の公示の日
- (3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあつては、その旨）
- (4) 提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した規則等の案と定めた規則等との差異を含む。）及びその理由

2 規則等制定機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理し又は要約したものを公示することができる。この場合においては、当該公示の後遅滞なく、当該提出意見を当該規則等制定機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。

3 規則等制定機関は、前2項の規定により提出意見を公示し又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。

4 規則等制定機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず規則等を定めなかったこととした場合には、その旨（別の規則等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあつては、その旨を含む。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公示しなければならない。

5 規則等制定機関は、第37条第4項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合には、当該規則等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち規則等の趣旨については、同項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該規則等自体から明らかでないときに限る。

- (1) 規則等の題名及び趣旨
- (2) 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由

(準用)

第42条 第40条の規定は第38条第2項に該当することにより規則等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで規則等を定める場合について、前条第1項から第3項までの規定は第38条第2項に該当することにより規則等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合について、前条第4項の規定は第38条第2項に該当することにより規則等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで規則等を定めなかった場合について準用する。この場合において、第40条中「当該規則等制定機関」とあるのは

「附属機関」と、前条第1項第2号中「規則等の案の公示の日」とあるのは「附属機関が規則等の案について公示に準じた手続を実施した日」と、同項第4号中「意見公募手続を実施した」とあるのは「附属機関が意見公募手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。

(公示の方法)

第43条 第37条第1項並びに第41条第1項（前条において読み替えて準用する場合を含む。）、第4項（前条において準用する場合を含む。）及び第5項の規定による公示は、規則等制定機関が指定する場所での閲覧又はインターネットを利用した閲覧の方法により行うものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市行政手続条例（以下「新条例」という。）第2条第9号に規定する規則等（以下「規則等」という。）を定める機関がこの条例の施行の日から60日以内に定める規則等については、新条例第6章の規定は、適用しない。

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第7号

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例

金沢市職員定数条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「2,254人」を「2,224人」に、「439人」を「430人」に、「456人」を「416人」に、「20人」を「19人」に、「10人」を「9人」に、「416人」を「415人」に、「3,607人」を「3,525人」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第8号

職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条に見出しとして「（減給の効果）」を付し、同条中「6月」を「1年」に、「10分の1」を「5分の1」に改める。

第7条第1項中「6月」を「1年」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項各号のいずれかに該当する行為に対する懲戒処分については、なお従前の例による。

職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第9号

職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。
第7条を次のように改める。

第7条 削除

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 職員の服務等に関する条例第4条第1項に規定する公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員で任命権者が認めるものの休息時間については、当分の間、なお従前の例による。

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第10号

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与の特例に関する条例（平成14年条例第56号）の一部を次のように改正する。
第1条中「平成19年3月31日まで」を「平成20年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第11号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「災害派遣手当」の次に「、武力攻撃災害等派遣手当」を加える。

第10条の2第2項を次のように改める。

- 2 管理職手当の月額、前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を100分の25を超えてはならない。

第11条第3項中「のうち2人まで」を削り、「それぞれ」を「1人につき」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき5,000円」を削る。

第23条の4の次に次の1条を加える。

（武力攻撃災害等派遣手当）

第23条の4の2 武力攻撃災害等派遣手当は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）又は他の法律の規定に基づき国民の保護のための措置の実施のために本市に派遣された職員に対して、当該職員が本市の区域に滞在した期間及び施設の利用区分に応じて支給する。

- 2 前条第2項の規定は、武力攻撃災害等派遣手当について準用する。

別表第2アの表の備考第1項中「助教授」を「准教授」に、「助手」を「助教、助手」に改める。

別表第4中「（第23条の4関係）」を「（第23条の4、第23条の4の2関係）」に、「災害派遣手当」を「災害派遣手当定額表」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置）

- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第13号）附則第7条の規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についての改正後の職員の給与に関する条例第10条の2第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第13号）附則第7条の規定による給料の額との合計額」とする。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第8条第1項中「（給与条例第10条の2第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

金沢市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第12号

金沢市特別会計条例の一部を改正する条例

金沢市特別会計条例（昭和39年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度の予算及び決算については、なお従前の例による。
- 3 土地区画整理事業費特別会計に属する資産及び債権債務は、一般会計が引き継ぐものとする。

金沢市税外歳入の延滞金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第13号

金沢市税外歳入の延滞金に関する条例の一部を改正する条例

金沢市税外歳入の延滞金に関する条例（昭和38年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 前2項に定めるもののほか、延滞金の徴収については、金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）に規定する市税の例による。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第14号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第17号の項中「第11条」を「第11条の2」に改め、同表第74号の項の次に次のように加える。

(74)の2 建築基準法第6条第5項及び第18条第4項の規定に基づく建築物の計画に関する構造計算の適合性に対する審査	建築基準法第20条第2号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同イに規定する方法によるもの	当該構造計算の対象となる床面積が1,000平方メートル以内のもの	1件につき 163,000円
		当該構造計算の対象となる床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 213,000円
		当該構造計算の対象となる床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 243,000円
		当該構造計算の対象となる床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 323,000円
		当該構造計算の対象となる床面積が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 583,000円
	建築基準法第20条第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるもの	当該構造計算の対象となる床面積が1,000平方メートル以内のもの	1件につき 123,000円
		当該構造計算の対象となる床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 153,000円
		当該構造計算の対象となる床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 163,000円
		当該構造計算の対象となる床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 203,000円
		当該構造計算の対象となる床面積が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 323,000円

別表第86号の項中「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書又は第13項ただし書」に、「用途地域」を「用途地域等」に改め、同表第99号の項の次に次のように加える。

(99)の2 建築基準法第68条の3第7項の規定に基づく開発整備促進区における建築物の建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
--	------------------

別表の備考中第16項を第17項とし、第12項から第15項までを1項ずつ繰り下げ、第11項の次に次の1項を加える。

12 第74号の2の構造計算の適合性に対する審査に係る手数料の金額は、構造計算ご

とのその対象となる床面積に応じた金額の欄に掲げる金額の合計金額とする。

附 則

この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）の施行の日から施行する。ただし、別表第17号の項の改正規定は公布の日から、同表第86号の項の改正規定及び同表に第99号の2の項を加える改正規定は平成19年11月30日から施行する。

金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第15号

金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例（昭和23年条例第297号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「9,600円」を「9,900円」に改め、同条第2号中「2,600円」を「2,700円」に改め、同条第3号中「3,600円」を「3,700円」に改める。

附則第2項中「平成16年度」を「平成19年度」に、「平成17年度」を「平成20年度」に、「9,600円」を「9,900円」に、「9,300円」を「9,600円」に改める。

附則第3項中「平成16年度」を「平成19年度」に、「平成17年度」を「平成20年度」に、「平成18年度」を「平成21年度」に、「2,600円」を「2,700円」に、「2,500円」を「2,600円」に改める。

附則第4項中「平成16年度」を「平成19年度」に、「3,600円」を「3,700円」に、「3,500円」を「3,600円」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

金沢市教育プラザ富樫条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第16号

金沢市教育プラザ富樫条例の一部を改正する条例

金沢市教育プラザ富樫条例（平成15年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「600円」を「630円」に、「1 回」を「1 回 3 時間」に、

「**無 料**」を「**50円**」に改め、同表中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 高齢者の団体（65歳以上の者の集まりであって、教育委員会が適当であると認めるものをいう。）が使用する場合の基本使用料は、前項の表の規定にかかわらず、同表の基本使用料の2分の1に相当する額とする。

3 中学生以下の団体（中学生以下の者の集まりであって、教育委員会が適当であると認めるものをいう。）が使用する場合の基本使用料は、第1項の表の規定にかかわらず、同表の基本使用料の2分の1に相当する額とする。

別表の摘要第1項中「（個人使用の額を除く。）」及び「に、当該合算額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額」を削り、同摘要第2項中「この表の各項の規定による額のうち、個人使用」を「前項の使用料」に改め、「消費税法」の次に「（昭和63年法律第108号）」を、「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の金沢市教育プラザ富樫条例の規定に基づき施行日以後の地域教育センターの体育館の使用に係る使用料を既に納付している者については、金沢市教育プラザ富樫条例第11条の規定にかかわらず、当該既納の使用料の額から改正後の金沢市教育プラザ富樫条例の規定に基づく地域教育センターの体育館の使用に係る使用料の額を控除した額を還付するものとする。

金沢美術工芸大学設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第17号

金沢美術工芸大学設置条例の一部を改正する条例

金沢美術工芸大学設置条例（昭和30年条例第2号）の一部を次のように改正する。
第4条中「助教授」を「准教授」に、「助手」を「助教 助手」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

金沢市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第18号

金沢市体育施設条例の一部を改正する条例

金沢市体育施設条例（昭和34年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1 金沢市総合体育館の項中「午後9時まで」を「午後10時まで」に改める。

別表第2 第1項の表中

第1競技場	全面	1時間	2,625円	1回	200円
	半面	1時間	1,575円		
	3分の1面	1時間	1,050円		

100円

を

第1競技場	全面	1時間	2,625円	1回3時間	200円	100円
	半面	1時間	1,575円			
	3分の1面	1時間	1,050円			
	6分の1面	1時間	525円			

に改め、同表中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同表第3項の表中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同表第5項とし、同表第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同表第4項とし、同表第1項の次に次の2項を加える。

2 高齢者の団体（65歳以上の者の集まりであって、教育委員会が適当であると認めるものをいう。以下同じ。）が使用する場合の基本使用料は、前項の表の規定にかかわらず、同表の基本使用料の2分の1に相当する額とする。

3 中学生以下の団体（中学生以下の者の集まりであって、教育委員会が適当であると認めるものをいう。以下同じ。）が使用する場合の基本使用料（第1競技場、第2競技場及び第3競技場の基本使用料に限る。）は、第1項の表の規定にかかわらず、同表の基本使用料の2分の1に相当する額とする。

別表第2の2 第1項の表金沢市安原スポーツ広場の項中

第2室内練習場	全面	1時間	
---------	----	-----	--

1,365円

を

第2室内練習場	全面	1時間	1,365円
多目的室		1時間	1,050円

に改め、同第1項の表金沢市営西部市民体育会館の項及び金沢市営城北市民体育館、金沢市営城南市民体育館、金沢市営城東市民体育館、金沢市営城西市民体育館、金沢市営森本

市民体育館及び金沢市営浅野川市民体育館の項中

1回	100円	100円	無料
----	------	------	----

を

1回3時間	100円	100円	50円
-------	------	------	-----

に改め、同第1項の表金沢市営中央市民体育

館の項を次のように改める。

金沢市営中央市民体育館	半面	1時間	787円 (全面を使用する場合で、照明を全灯で使用するとき は、1,050円を別に徴収する。)	1回3時間	100円	100円	50円
	4分の1面	1時間	400円				

別表第2の2第1項の表金沢市営総合プールの項中

幼児プール	全面	1時間
	半面	1時間

2,100円			
1,050円			

を

幼児プール	全面	1時間	2,100円
	半面	1時間	1,050円
会議室		1時間	525円

に改め、同第1項の表金沢市営専光寺ソフトボール場の項を次のように改める。

金沢市営専光寺ソフトボール場	グラウンド	1面	1時間	840円 (夜間照明を使用する場合は、2,625円を別に徴収する。)				
	会議室		1時間	525円				

別表第2の2中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同表第3項の表中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同表第5項とし、同表第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同表第4項とし、同表第1項の次に次の2項を加える。

- 2 高齢者の団体が使用する場合の基本使用料（照明に係る基本使用料を除く。）は、前項の表の規定にかかわらず、同表の基本使用料（一般の基本使用料と高校生以下の

基本使用料があるものにあつては、一般の基本使用料)の2分の1に相当する額とする。

- 3 中学生以下の団体が使用する場合の基本使用料(金沢市営西部市民体育会館(体育館に限る。)、金沢市営城北市民体育館、金沢市営城南市民体育館、金沢市営城東市民体育館、金沢市営城西市民体育館、金沢市営森本市民体育館及び金沢市営浅野川市民体育館の基本使用料並びに金沢市営中央市民体育館の基本使用料(照明に係る基本使用料を除く。))に限る。)は、第1項の表の規定にかかわらず、同表の基本使用料の2分の1に相当する額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の金沢市体育施設条例の規定に基づき施行日以後の体育施設の使用に係る使用料を既に納付している者については、金沢市体育施設条例第6条第5項の規定にかかわらず、当該既納の使用料の額から改正後の金沢市体育施設条例の規定に基づく当該体育施設の使用に係る使用料の額を控除した額を還付するものとする。

金沢市民俗文化財展示館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第19号

金沢市民俗文化財展示館条例の一部を改正する条例

金沢市民俗文化財展示館条例(昭和53年条例第2号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

金沢くらしの博物館条例

第1条中「本市における民俗文化財、考古資料等」を「本市は、金沢固有のくらし」に、「民俗文化財資料等」を「くらしの資料」に、「保存し」を「保管し」に、「民俗文化財展示館」を「くらしの博物館」に改める。

第2条中「民俗文化財展示館の」を「くらしの博物館の」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 名称 金沢くらしの博物館

第3条中「金沢市民俗文化財展示館(以下「民俗文化財展示館」を「金沢くらしの博物館(以下「博物館」に改める。

第3条の2、第4条、第5条第1項、第7条及び第8条中「民俗文化財展示館」を「博物館」に改める。

第9条第1号中「民俗文化財資料等」を「くらしの資料」に、「保存」を「保管」に改め、同条第2号及び第3号中「民俗文化財展示館」を「博物館」に改める。

第10条第1項中「民俗文化財資料等」を「くらしの資料」に、「保存」を「保管」に、

「民俗文化財展示館」を「博物館」に改め、同条第4項中「民俗文化財展示館」を「博物館」に改める。

第12条中「民俗文化財展示館」を「博物館」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

金沢市立ふるさと偉人館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第20号

金沢市立ふるさと偉人館条例の一部を改正する条例

金沢市立ふるさと偉人館条例（平成5年条例第34号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

金沢ふるさと偉人館条例

第2条第1号を次のように改める。

(1) 名称 金沢ふるさと偉人館

第3条中「金沢市立ふるさと偉人館」を「金沢ふるさと偉人館」に改める。

附 則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例（平成13年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号を次のように改める。

(4) 金沢ふるさと偉人館

第4条中「金沢市立ふるさと偉人館条例」を「金沢ふるさと偉人館条例」に改める。

金沢市における良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第21号

金沢市における良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例

金沢市における良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進に関する条例（平成13年条例第72号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「10人」を「12人」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

金沢市観光会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第22号

金沢市観光会館条例の一部を改正する条例

金沢市観光会館条例（昭和37年条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢歌劇座条例

第1条中「本市の観光事業及び文化、産業の」を「本市は、広く芸術文化に関する活動の場を提供し、もって市民の芸術文化の創造及び」に、「観光会館を」を「歌劇座を」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 名称 金沢歌劇座

第2条中「金沢市観光会館（以下「会館」を「金沢歌劇座（以下「歌劇座」に改める。

第3条及び第4条第1項中「会館」を「歌劇座」に改める。

第5条の見出し中「使用承認」を「使用の承認」に改め、同条第1項中「会館」を「歌劇座」に改め、同条第2項中「使用承認」を「使用の承認」に、「会館利用」を「歌劇座の利用」に改める。

第6条の見出し中「使用承認」を「使用の承認」に改め、同条中「使用承認」を「使用の承認」に改め、同条第2号中「使用申請の記載事項」を「使用の申請」に改める。

第7条中「会館」を「歌劇座」に改める。

第9条中「会館」を「歌劇座」に、「使用承認」を「使用の承認」に改める。

第12条第1項中「会館」を「歌劇座」に改め、同条第3項中「使用承認の際」を「使用の承認の際、」に改める。

第17条、第18条各号、第19条第2項及び第21条中「会館」を「歌劇座」に改める。

別表中「金沢市観光会館」を「歌劇座」に改める。

附 則

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

2 金沢市市有財産条例（昭和39年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を次のように改める。

(3) 金沢歌劇座

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月23日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第23号

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の一部を改正する条例

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例（平成9年条例第64号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（歴史的観光施設の開館時間）

第4条 歴史的観光施設の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、長町武家屋敷休憩館及びひがし茶屋休憩館にあっては、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

第4条の次に次の1条を加える。

（歴史的観光施設の休館日）

第4条の2 歴史的観光施設の休館日は、展示資料の整理のために必要とする日その他市長が管理上必要があると認める日とする。

第12条を第17条とし、第11条の次に次の5条を加える。

（指定管理者による管理）

第12条 老舗記念館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（指定管理者の業務の範囲）

第13条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本市の伝統的な町民文化等に関する資料の収集（購入その他の取得によるものを除く。）、保管及び展示に関すること。
- (2) 老舗記念館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他老舗記念館の管理上市長が必要があると認める業務

（指定管理者の指定）

第14条 指定管理者は、本市の伝統的な町民文化等に関する資料の収集、保管及び展示に関する専門的な知識を有するとともに、前条に定める業務の実施を通じて老舗記念館の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認めるものを選考するものとする。

3 前項の規定により市長が選考したもののうち、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。

4 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、老舗記念館の設置の目的を効果的かつ安定的に達成できると認めるものを指定管理者として指定する。